

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	青森県
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	123	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	151	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1の5の項 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号） 第1条	青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年3月青森県条例第1号） 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	この条例は、働きながら高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する者に対し、修学奨励金を貸与することにより、これらの者の当該定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進し、教育の機会均等の保障を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年3月青森県条例第1号） 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号	青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年3月青森県教育委員会規則第1号）第2条の2
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	修学奨励金の貸与申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ハ	青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例第2条第2号、青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第2条の2第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ニ	青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例第2条第2号、青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第2条の2第1号及び第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号	青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則 第12条及び第13条

②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	所得証明等の届出に係る事実についての審査に関する事務
--------	--	----------------------------

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号ハ	青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第12条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号ニ	青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第12条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	修学奨励金の貸与を受けようとする者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年10月16日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	